

# 令和6年度 第2回 淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会 議 事 録

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |                  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------|
| 事項 | 令和6年度 第2回 淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 出席者 | 協議会委員：11名        |
| 日時 | 令和7年3月18日(火)10:00～11:00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 場所  | 洲本総合庁舎 5階 多目的ホール |
| 内容 | <p>1 開会</p> <p>    (1) 開会挨拶</p> <p>    (2) 会長挨拶</p> <p>2 議事</p> <p>    (1) 改定スケジュール</p> <p>    (2) 第1回協議会での意見への対応</p> <p>    (3) 淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定について</p> <p>3 その他</p> <p>    (1) 淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定案の修正について</p> <p>4 閉会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |                  |
| 資料 | <p>【配布資料】</p> <p>次第、出席者名簿、配席図</p> <p>資料1：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画 改定スケジュール</p> <p>資料2：令和6年度第1回淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会での意見への対応表</p> <p>資料3：令和6年度 第1回 淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会 議事録</p> <p>資料4：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画 改定概要</p> <p>資料5：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（改定案）の主な修正箇所一覧</p> <p>資料6：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（本編・改定案）</p> <p>資料7：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（資料編・改定案）</p> <p>資料8：地域総合治水推進計画のフォローアップと改定</p> <p>資料9：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画（フォローアップシート・改定案）</p><br><p>参考資料1：淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会 設置要綱</p> <p>参考資料2：淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会 公開要領</p> <p>参考資料3：淡路（三原川等）地域総合治水推進計画</p> |     |                  |

## 1 開会

### (1) 開会挨拶

淡路県民局長が、開会のあいさつを行った。

### (2) 会長挨拶

協議会会長が、あいさつを行った。

## 2 議事

### (1) 改定スケジュール

事務局が、淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定スケジュールについて説明した。

### (2) 第1回協議会での意見への対応

事務局が、第1回 淡路（三原川等）地域総合治水推進協議会での意見への対応について説明した。

### (3) 淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定について

事務局が、淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定内容について説明した。

## <意見交換>

### (1) 改定スケジュールについて

意見なし

### (2) 第1回協議会での意見への対応

・資料2のP.3の流域対策について記載があるが、各戸貯留が淡路地域では「62件、9.0m<sup>3</sup>」となっている。

これは全県的に見れば少ないのか。(会長)

⇒少ない数となっている。各戸貯留は、ため池などに比べると容量は少ないが、総合治水についての県民の意識を高めるという意味でも重要な取り組みと認識しているため、引き続き取り組んでいきたい。(事務局)

・各戸貯留の62件は全て補助を受けているのか。(会長)

⇒補助を受けている。(事務局)

・淡路地域では各戸貯留の実績がやや少ないように見受けられるが、水田貯留に力をいれているからか。また、淡路地域の3市において補助の有無や今後の対応の状況は。(会長)

⇒淡路市では、補助の予定はない。市街地は少なく、各戸貯留の効果が薄いと考えられるため、補助制度を設けていない。(淡路市)

・市街地があまりなく、農地が多いのか。(会長)

⇒市街地は海岸線に張り付くように形成されており、大規模な市街地はない。(淡路市)

⇒南あわじ市でも、各戸貯留の補助は予定していない。1戸当たりの貯留量が少なく、雨水貯留効果が少ないと感じている。(南あわじ市)

⇒洲本市では補助を行っており、5年で10件程度であるため、普及啓発を図っていく必要があると考えている。(洲本市)

・洲本市では今後も補助を続けられるのか。(会長)

⇒続けていく予定である。(洲本市)

⇒各市は、財政が厳しい中で各戸貯留に踏み出しにくい状況と推測するが、淡路は、ため池の多い地域で、流

域対策全体としては、ため池、水田、利水ダムの事前放流等含めて取り組みが進められている。一方で、各戸貯留は、総合治水に関する県民の意識を高めるとともに、節水効果があり、地球温暖化防止にも寄与すると考えている。広報誌や土木のイベント等を通じてPRしていきたい。(事務局)

(3) 淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定について

・ため池の管理者はこの10年間で変わっているか。(会長)

⇒水利組合の組合員が交代で管理している。(県洲本土地改良事務所)

・組織自体が変わっていることはないか。(会長)

⇒ない。改修工事に合わせて、事前放流の取り組みなどをPRし、賛同してもらっている。(県洲本土地改良事務所)

・改修している割合は。(会長)

⇒基本的には漏水などため池の本来の機能が損なわれている場合などに改修を進めている。小さいため池も合わせて島内には約1万箇所のため池があるが、改修を行っているのは、多くて年間30箇所程度である。(県洲本土地改良事務所)

・平成16年災害の時に壊れた箇所は改修しているか。(会長)

⇒被災した箇所は、災害復旧で改修している。ただ、災害復旧は、災害で被災した箇所のみを復旧するため、流域対策に繋がる改修ではない。(県洲本土地改良事務所)

・ため池の数が多く大変かと思うが、流域治水においてはため池の重要性が高まっているため、貯留効果を発揮出来るようお願いしたい。(会長)

・ため池を個人で所有されているところは、高齢化に伴い管理が十分に出来なくなっているということを聞いたことがある。水利組合で管理されているため池は問題ないと思うが、個人で管理されている小規模なため池の管理状況は。(気象台)

⇒淡路島でも管理者の高齢化に伴い、管理が難しくなっているため池が増えている。そこで、島内に、ため池保全サポートセンターを設けており、高齢化で管理が難しくなったため池のうち、事前点検で激しい損傷が確認されたため池については、サポートセンターの職員による点検を2～3年に1回程度実施している。(県洲本土地改良事務所)

・土砂堆積等の維持管理についてどう考えているか。(会長)

⇒要望で一番多いのが堆積土砂撤去、続いて多いのが除草、特にヨシの撤去である。堆積土砂に関しては、河積をどの程度阻害しているのか現地にて測量を実施し、ヨシ等の撤去に関しては、現地にて状況を確認した上で、人家が密集している地区などを優先して堆積土砂撤去や除草を行っている。(事務局)

・ヤナギなどは生えていないのか。(会長)

⇒ヤナギよりはヨシが多い。(事務局)

・刈ったものは全て処分しているのか、再利用などはしていないのか。(会長)

⇒再利用はせず、処分している。(事務局)

・土砂はどうしているか。(会長)

⇒基本的には処分となる。今年度、南あわじ市の丸山海岸の養浜事業で、栄養塩の低下などで海苔の色落ちなどの問題が発生していることから、南あわじ市の新川で撤去した土砂を丸山海岸に投入している。(事務局)

・効果が出ているのか。(会長)

⇒現在モニタリング中である。(事務局)

・志筑川放水路の維持管理は。(会長)

⇒志筑川放水路に3mを超える樹木が20～30本程植生したため、これを撤去した。また、志筑川との分流点上流においても一部土砂堆積が確認されたため、今後撤去予定である。(事務局)

・自治会で防災教育を実施されている事例はあるか。(会長)

⇒毎年河川掃除を行っている。その中で、防災・減災に向けて土嚢づくりなどを行っている。近年気になるのは、育波川でヨシを撤去してもすぐに生えてくることである。昨年撤去いただいたが、すぐに戻ってしまう。

育波地域では、毎年、育波地区連合会で河川掃除を実施しており、自分達の地域は自分達で出来ることをやろうと意識づくりをしている。(淡路市連合町内会長)

・県の補助を利用しているか。(会長)

⇒独自で行っている。(淡路市連合町内会長)

・県の、道具費用の補助などを利用されてはいいか。(会長)

⇒今のところは独自でやっているが、利用することも考える。(淡路市連合町内会長)

### 3 その他

(1)淡路（三原川等）地域総合治水推進計画の改定案の修正について

・協議会後に意見等があれば21日金曜日までにお願いしたい。(事務局)

・修正については私に一任することで良いか。(会長)

⇒異議なし。(委員)

### 4 閉会

( 以 上 )